

恵那市健幸のまちづくり基本計画

健 幸 都 市 え な

- ◇ 健康寿命日本一をめざしましょう
- ◇ いきいきと健康づくりに励みましょう
- ◇ 健やかで幸せなまちをつくりましょう



平成27年5月

恵 那 市

目 次

第一章 計画策定にあたって

1. 計画の趣旨	1
2. 計画の背景	1
(1) 恵那市の現状	1
(2) 健康寿命の延伸	3
3. 計画の策定経過	4
4. 計画の位置付け	4
5. 健幸都市宣言	4
6. 健幸のまちづくりの目指す姿	5
7. 計画の期間	5

第二章 施策の体系

1. 施策の体系	6
----------	---

第三章 「健幸のまちづくり」を推進する主要な施策

1. 主要な施策	7
2. 創る健康	7
(1) 運動・スポーツ	7
(2) 食生活	8
(3) 生活習慣	8
3. 守る健康	9
(1) 健(検)診	9
(2) 健康相談	10

第四章 推進にあたって

1. 健幸フェスティバル in えな（仮称）の開催	10
2. スポーツ健康推進委員（仮称）の活動支援	10
3. 市・市民・地域団体・事業者との連携と役割	10
4. 効果の検証・評価	11

資料編	12
-----	----

第一章 計画策定にあたって

1. 計画の趣旨

高齢化社会の進展や多様化する生活環境などに伴い、運動と食生活を通じた健康づくりの関わりが、健康で明るい生活を営むうえでますます重要になっています。こうしたなかで、平成27年3月に「恵那市健幸のまちづくり推進条例」（以下「推進条例」という。）を制定し、さらに健幸都市宣言を策定したところです。

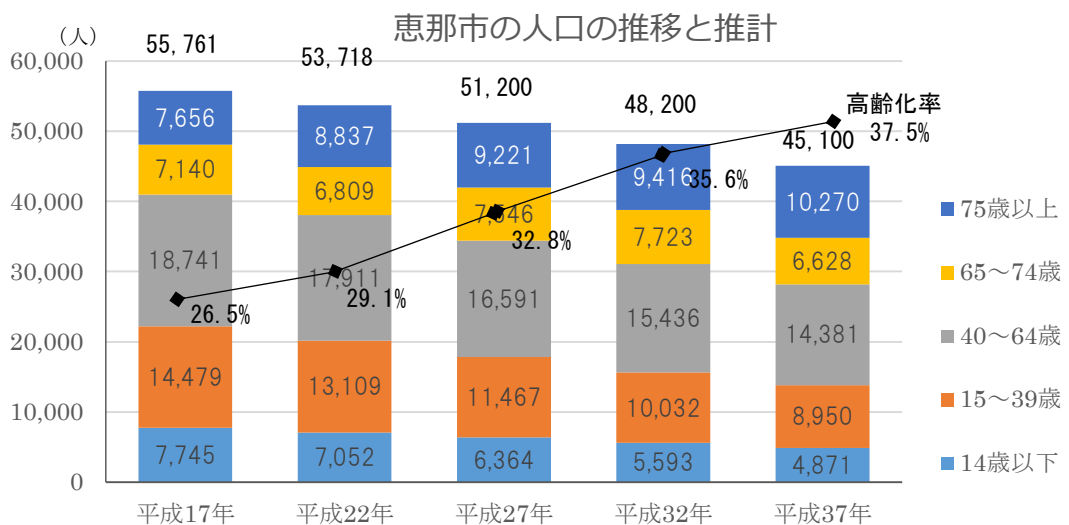
この計画は、推進条例に基づき、一人ひとりが健康に関心を持ち、自分に合った健康づくりに取り組んで、市民が健やかで幸せにこの願いを込めた「健幸」という基本理念をもとに策定します。

2. 計画の背景

(1) 恵那市の現状

① 人口と高齢化率

恵那市の人口は、平成17年の55,761人から、平成27年には51,200人に減少し、さらに平成37年には45,100人になると推計されています。高齢化率は、平成17年の26.5%から、平成27年は30%を超過し、平成37年には37.5%に増加すると推計され、約3人に1人が高齢者になると見込まれますが、高齢化の進行により今後も医療費や介護給付費などの社会保障費が急速に伸びていくことが予想され、疾病予防と健康増進による健康づくりの重要性が増えています。



(参考：平成26年1月恵那市将来人口推計結果)

② 死因・死亡率

恵那市の死亡原因をみると、平成 23 年では第 1 位が悪性新生物、次いで心疾患が第 2 位、老衰が第 3 位の順で、悪性新生物は、全国でも第 1 位となっています。特に第 2 位となっている心疾患の死亡率は、国、岐阜県より高くなっています。

主な死因別死亡率

順位	恵那市		岐阜県		全国	
	原因	割合(%)	原因	割合(%)	原因	割合(%)
第 1 位	悪性新生物	25.7	悪性新生物	26.9	悪性新生物	28.5
第 2 位	心疾患	18.3	心疾患	17.0	心疾患	15.5
第 3 位	老衰	10.9	脳血管疾患	9.4	脳血管疾患	9.9
第 4 位	脳血管疾患	8.4	肺炎	9.0	肺炎	9.9
第 5 位	肺炎	7.8	老衰	6.3	不慮の事故	4.8
第 6 位	不慮の事故	2.3	不慮の事故	4.1	老衰	4.2

(資料：平成 24 年岐阜県衛生年報「人口動態統計」)

③ 生活習慣病における医療費の状況

恵那市の国民健康保険における生活習慣病に係る医療費では、第 1 位が悪性新生物、第 2 位糖尿病、第 3 位高血圧症、第 4 位慢性腎不全となっていますが、第 3 位の高血圧症の医療費割合は、全国、岐阜県より高くなっています。

主な生活習慣病疾病別の医療費割合

順位	恵那市		岐阜県		全国	
	疾病	割合(%)	疾病	割合(%)	疾病	割合(%)
第 1 位	悪性新生物	23.6	悪性新生物	24.0	悪性新生物	24.4
第 2 位	糖尿病	12.0	糖尿病	11.9	糖尿病	10.7
第 3 位	高血圧症	9.6	慢性腎不全	10.3	慢性腎不全	9.4
第 4 位	慢性腎不全	9.5	高血圧症	8.5	高血圧症	7.9

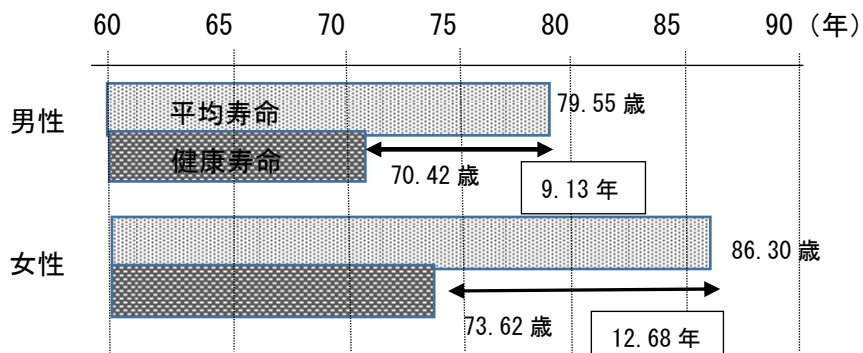
(資料：平成 26 年国保データベース)

(2) 健康寿命の延伸

① 基本的な考え方

「健康寿命の延伸」は健康日本21（第2次）において中心課題とされており、恵那市も指標として盛り込みます。平均寿命と健康寿命の差は、「日常生活に制限のある期間」を意味します。国の平均寿命と健康寿命の差は、平成22年で、男性9.13年、女性12.68年となっています。

恵那市では、男性の平均寿命は平成22年（国勢調査）に県下ワースト1位（78.8歳）でした。平均寿命と健康寿命との差が拡大すれば、医療費や介護給付費の多くを消費する期間が増大することになります。健康寿命を延ばすためには、生活習慣病を防ぐことが重要であるとされており、日常生活において運動や食生活など、生活習慣の改善によって健康状態を維持・増進していくことが重要です。



(資料：厚生労働省「平成22年完全生命表」)

② 健康寿命の算定方法について

健康寿命には様々な定義や算定方法があり、厚生労働省が発表した「健康寿命の算定方法の指針」では、健康寿命の標準的な算定方法について、3つの指標を基にする方法が示されています。

- イ. 日常生活に制限のない期間の平均
- ロ. 自分が健康であると自覚している期間の平均
- ハ. 日常生活動作が自立している期間の平均

イとロはその基礎資料を国民生活基礎調査から得ることにしており、市町村が調査を実施する場合は、健康寿命に関する質問を国民生活基礎調査と同一することとされています。このような調査をしない場合は、介護保険の情報からハの「日常生活動作が自立している期間の平均」を算定するとしています。

恵那市では、国民生活基礎調査に準じた調査を実施し、都道府県と

同様の方法で「日常生活に制限のない期間の平均」を求めます。

3. 計画の策定経過

学識経験者、地域関連団体からなる「恵那市健康づくり推進協議会」での議論と庁内での検討を経て策定しました。（経過詳細は、資料編参照）

4. 計画の位置付け

本計画は、健康増進法に基づく「恵那市いきいきヘルシープラン2」とスポーツ基本法に基づく「恵那市スポーツ推進計画」を関連づけ、健幸のまちづくりの推進に関する計画として位置付けします。

また、保健・福祉・介護・子育て・スポーツにかかるすべての計画を相互に連携するとともに、他分野における様々な事業を広義に関連し、健幸のまちづくりを推進していきます。

個別計画との関連

保健福祉分野	関係法令
恵那市いきいきヘルシープラン2	健康増進法、がん対策基本法 食育基本法
恵那市スポーツ推進計画	スポーツ基本法
恵那市特定健康診査実施計画	高齢者の医療の確保に関する法律
恵那市歯・口腔の健康づくり計画（策定中）	歯科口腔保健法
恵那市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画	老人保健法、介護保険法
恵那市障がい者計画・障がい福祉計画	障害者基本法 障害者総合支援法
恵那市次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法

5. 健幸都市宣言

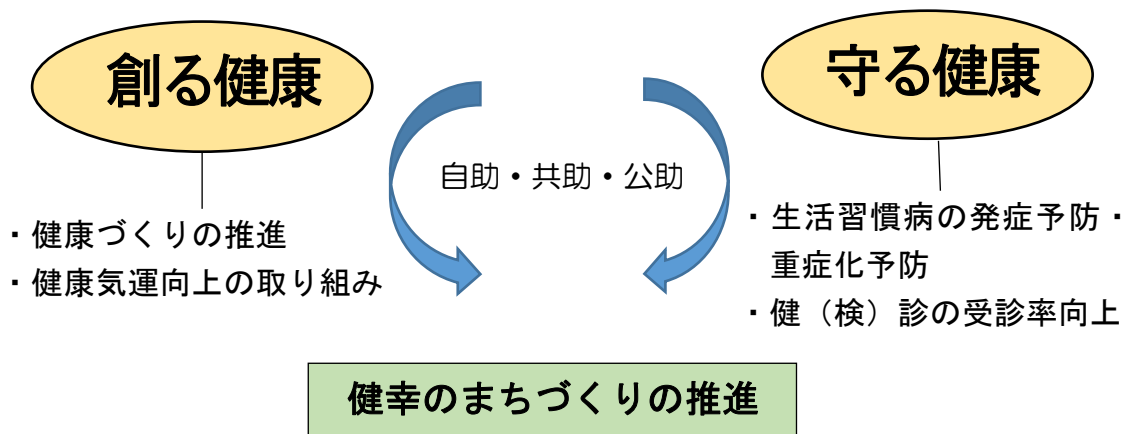
市民が健康に対する関心を高め、自らの健康状態に応じた健康づくりに取り組めるよう健幸のまちづくりに向けて「健幸都市 えな」を宣言し、健康寿命の延伸を目指します。（健幸都市宣言文は、資料編参照）

6. 健幸のまちづくりの目指す姿

「健康に長生きしたい」とはだれでもが願うことです。介護等の必要がなく、健康であることを自覚して日常生活ができる期間を延ばすことによって、生きがいを持ち、安心して豊かな生活が送れるよう、健康寿命の延伸に向けて「健幸のまちづくり」を目指します。

＜施策の方針のイメージ図＞

市民一人ひとりが健康に関心を持ち、自分に合った健康づくりに取り組んで、いつまでも「**健幸＝健康で幸せ**」な生活が送れるまちづくりを進めます。



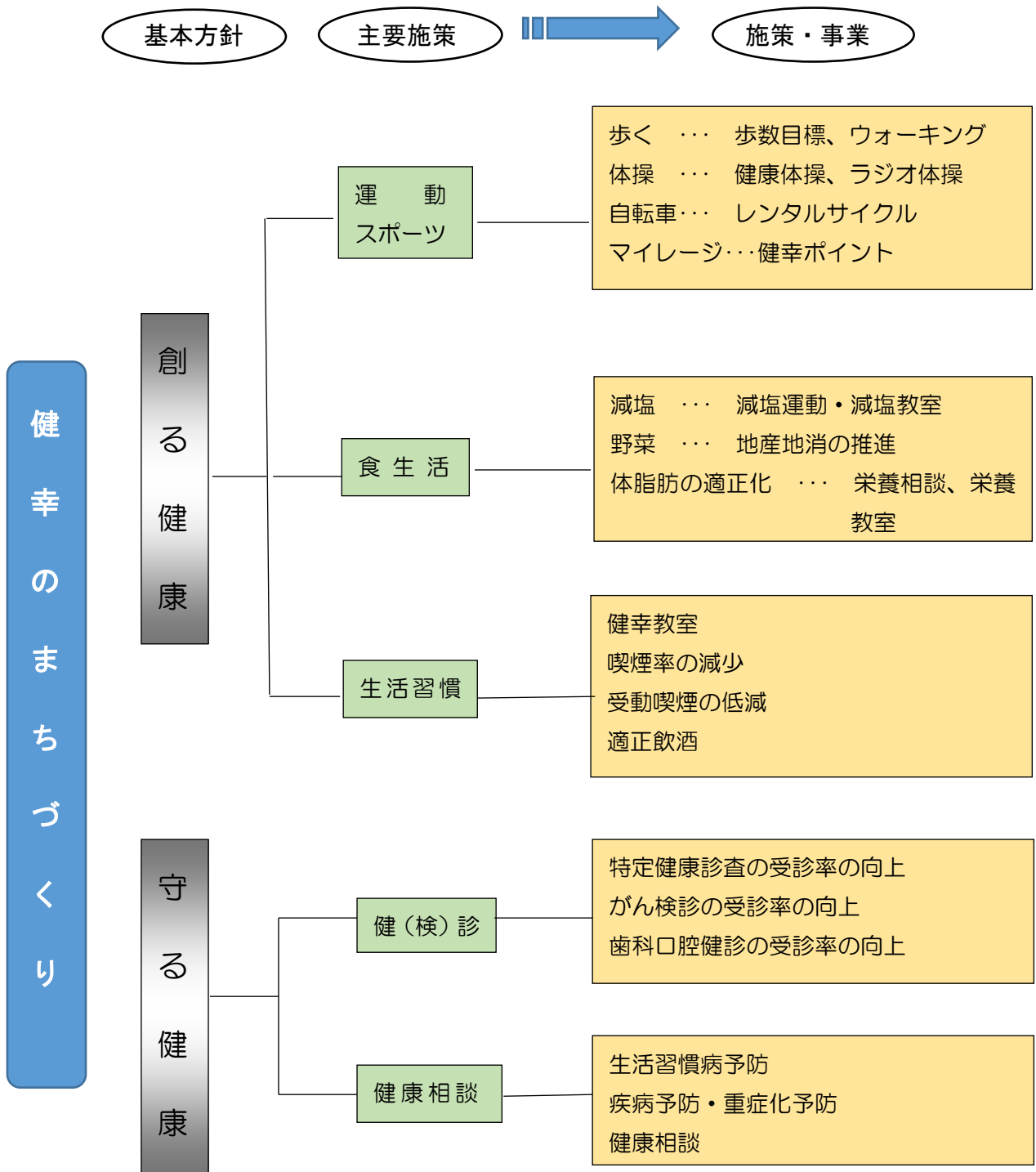
7. 計画の期間

計画の期間は、平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間とし、5 年を目途に中間評価を行います。

第二章 施策の体系

1. 施策の体系

「創る健康」と「守る健康」が相乗効果を発揮し、まち全体で健康づくりを進めることによって、健幸のまちづくりを推進します。



第三章 「健幸のまちづくり」を推進する主要な施策

1. 主要な施策

本計画では、「創る健康」と「守る健康」の施策の方針に基づき、施策・事業の効果的な連携を図り、「運動・スポーツ」、「食生活」、「生活習慣」、「健（検）診」、「相談」の5分野を中心として健康寿命を延ばすための健幸のまちづくりに取り組みます。

「創る健康」の主要な施策として、「運動・スポーツ」、「食生活」、「生活習慣」に分類し、「守る健康」の主要な施策は、「健（検）診」、「健康相談」に分類します

主要な施策の実施による施策・事業は、本計画に沿って行動計画を策定します。

2. 創る健康

(1) 運動・スポーツ

運動・スポーツが、メンタルヘルスや生活の質の改善に効果をもたらすことが認められています。さらに歩行など日常生活における身体活動が生活習慣病予防に効果のあることが示されています。家事、庭仕事、通勤のための歩行などの日常生活、余暇に行なう趣味・レジャー活動や運動・スポーツなど、全ての身体活動が健康に欠かせないものと考えられます。こうしたことから、運動を生活習慣に取り入れ、無理なく継続して実践できるようそれぞれの年代、身体状況、健康状態に合わせて行動変容を促す普及啓発を行います。

また、健康運動教室、ウォーキングマップの作成、ノルディックウォーキング、レンタルサイクル等により、運動に親しみやすいよう環境づくりを進めます。

① 運動や歩くことに関する意識

生活習慣病などの予防効果を高めるためにも、健康意識を高め、自然に普段の生活の中で歩くことを基本とした運動を取り入れることを推進していきます。

② 運動機会の推進

世代を超えた市民相互の交流を促進する健康づくりの推進と健康の保持増進を図るため、老若男女を問わず誰もが気軽に楽しめるラジオ体操、健康体操などの普及を促進します。

③ レンタサイクル

車に頼り過ぎない社会づくりの一環として、電動自転車やクロスバイク、マウンテンバイクを貸出し、健康のために通勤やお買い物足の足として、さらには、市内での観光の足として「自転車のまち」をめざします。

④ 健康ポイント

健康ポイントの導入により、若年層から高齢者まで自分に合った目標により、楽しみながら健康づくりに繋がるよう取り組みます。
また、健康への無関心層が健康づくりの動機付けとなるよう「健康マイレージ」を発行し、健康づくりに積極的な参加を促します。

「健康ポイント」のしくみ

「健康ポイント」は、参加者に健康マイレージを発行し、健康診断や健康づくりなどに関するイベントに参加すればポイントが付与され、さらには自主申告による健康づくりの目標達成や成果をポイントとして蓄積し、一定のポイント数において地元で利用できる割引券のほか、温泉や健康施設の利用券などと交換できるというものです。これは、魅力的なポイントの使い道などにより、健康に無関心な層にも健康づくりを働きかけるのが目的です。

スマートウエルネスシティ地域活性化総合特別区域協議会に参加する6市（千葉県浦安市、栃木県大田原市、岡山県岡山市、大阪府高石市、福島県伊達市、新潟県見附市）は、総務省の委託事業として健康ポイント制度の実証実験を行っています。

(2) 食生活

① 減塩の取り組み

減塩に向けた行動を引き出すために食生活改善委員と連携し、「おじゃまします！お宅のお味噌汁」運動により家庭での取り組みや、食品を提供する側との連携により減塩運動を展開します。

減塩運動の先進事例

男女とも平均寿命1位となった長野県では、30年程前から県民減塩運動に取り組み、「味噌汁は1日1杯」「そばやラーメンの汁は半分残す」など具体的な例を呼びかけ、県民の日常生活に減塩意識が根付いています。

② 野菜摂取の促進（地産地消の推進）

健康的な生活ができる食の環境づくりに取り組むよう、地元農産物のおいしさや安全性を知り、地元で積極的に消費、生産する「地産地消」を進め、地元産の農産物の消費拡大をはかり、野菜摂取の促進に取り組めます。

地産地消と健康づくり

地元で生産される農産物を積極的に消費するとともに、家庭・学校・地域等の連携により食の重要性に対する理解を深め、新鮮で栄養価の高い旬の地場農産物などを活用した健康で豊かな食生活の実践に努めることにより、野菜を多く摂る食生活の推進と地域の優れた食文化の継承を図ります。

（3）生活習慣

① 健幸教室

市民が健康に対する知識を身に付けるとともに、健幸のまちづくりへの理解を深めるため、健康づくり講座や健康講演会などにより健康づくりを推進します。また、若年層や未来を担う子どもたちが将来にわたって健やかに幸せに暮らせるよう、学校・保護者・地域・事業者と連携して健幸教室に取り組めます。

② 喫煙率の減少、受動喫煙の低減

受動喫煙の防止対策、未成年者をはじめ成人にも喫煙による健康被害などの健康教室や禁煙の普及啓発などを推進するほか、禁煙希望者への支援（禁煙道場の実施等）に取り組めます。

③ 適正飲酒

多量飲酒は、肝機能障害や糖尿病などの生活習慣病やアルコール依存症などの精神疾患との関連が明らかにされています。生活習慣病予防対策として適正飲酒による身体疾患の予防に取り組めます。

3. 守る健康

（1）健（検）診

健（検）診の目的を理解し、自ら健（検）診結果を基に日頃の生活習慣を振り返って、生活習慣を改善できるよう保健指導を行います。また、生活習慣病の早期発見や早期治療により、病気の発症や重症化を予防できるよう取り組めます。

- ① 特定健康診査の受診率向上
健(検)診の受診を促進するための普及啓発や受診環境の充実を図ります。また、ウォーキングなどのイベントや健康運動教室などで特定健診の受診を促進します。
 - ② がん検診受診率向上
がん検診は、「がん対策推進基本計画」において受診率の数値目標が盛り込まれ、無料クーポンなどの受診率向上に向けた取り組みが実施されています。早期発見、早期治療を図るために、各種検診、健康保持のための適切な保健サービスが受けられるよう取り組みます。
 - ③ 歯科口腔健診の受診率向上
歯周疾患は、その発病進行により歯の喪失に繋がるため食生活に支障をきたすほか、糖尿病や肥満などの生活習慣病を引き起こすなど、全身の健康に大きく影響します。
恵那市では、「歯と口腔の健康づくり基本計画」の策定をすすめていますが、生涯にわたり自分の歯で食事が食べられるよう、歯と口腔の健康維持に取り組みます。
 - ④ 小児生活習慣病予防
家族みんなで食事や生活を振り返り、子どもたちのより良い生活習慣を身につけて生活習慣病を予防していけるよう、学校や保育園との連携を図りながら取り組みます。
- (2) 健康相談
生活習慣病の予防を目的とした健康づくり講座や、個々の健診結果に基づいた保健指導の充実を図ります。

第四章 推進にあたって

1. 健幸フェスティバル in えな（仮称）の開催

健康・福祉祭とレクスポ祭を一体的に開催し、来場・参加した市民が運動の体験と健康情報を基に、自らの健康に関心を深め、健康づくりの行動変容につながるよう実施します。

2. スポーツ健幸推進委員(仮称)の活動支援

スポーツ推進員は、地域の特色あるスポーツ事業の取り組みや各地区の体育事業の協力などスポーツ振興を支える重要な役割を果たしています。さらに地域の自主的な健康づくりを活発化するために活動の支援を行います。

3. 市・市民・地域団体・事業者の役割と連携

市民が健やかで幸せにとの願いを込めた「健幸」という新たな理念のもと、「恵那市健幸のまちづくり推進条例」に基づき、それぞれが自助・共助・公助を基本として協働で健幸のまちづくりに取り組みます。

(1) 市の役割

市民が健やかで幸せにとの願いを込めた「健幸」という新たな理念のもと、本計画に基づき行動計画を策定し、健幸のまちづくりを推進していきます。

(2) 市民の役割

市民は、自らの健康状態に応じた健康づくりに主体的に取り組むよう努めるものとします。

(3) 地域団体の役割

地域団体は、地域の健幸のまちづくりを推進するため、市が実施する健幸のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとします。

(4) 事業者の役割

事業者は、地域社会の一員であることを認識し、健幸のまちづくりについての理解と関心を深め、健康づくりに関する活動に取り組み、市が実施する健幸のまちづくりの施策に協力するよう努めるものとします。

4. 効果の検証・評価

本計画による施策の検証・評価については、恵那市健康づくり推進協議会において実施します。

指標（目標）

指標（目標）について

主要な施策の実施による健幸のまちづくりについては、「恵那市いきいきヘルシープラン2」の指標により進捗管理を行います。

基本目標

恵那市の「健やかで幸せな健幸のまちづくり」を実現するために、健康寿命日本一を目指します。

行動指針

「運動・スポーツ」「食生活」「生活習慣」「健(検)診」「健康相談」の5分野について、具体的なアクションは行動計画において策定します。

資料編

恵那市健康づくり推進協議会設置規程

(設置)

第1条 市民の健康づくりに対する意識の高揚を図るため、関係機関、団体等が相互に緊密な連絡を保ち、総合的、かつ、効果的な健康づくり対策を樹立し、これを推進することを目的とし、恵那市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 協議会は、健康づくりを推進するための基本的事項及び総合調整に関する事項を審議し、計画を策定する。

(組織)

第3条 協議会の委員は、市長が委嘱する委員若干人で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選とし、副会長は委員の中から会長が選任する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の協議会は、市長が招集する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市民福祉部健康推進課において処理する。

一部改正〔平成18年訓令3号〕

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年10月25日から施行する。

恵那市健康づくり推進協議会委員

氏 名	所 属
水野 武郎 (会 長)	恵南医会 会長
三宅 祥市 (副会長)	恵那市スポーツ推進連絡協議会 会長
長谷川 核三	恵中医会 副会長
石黒 幸司	恵那歯科医師会 常務理事
奥村 昌彦	恵那薬剤師会 会長
三宅 晋平	岐阜県恵那保健所 健康増進課長
征矢野 薫	恵那市体育連盟 副会長
山本 さちよ	恵那市食生活改善連絡協議会 会長
伊藤 勝彦	恵那市教育委員会 教育次長
鈴木 峰夫	恵那市地域協議会連絡会議 副座長
樹神 和昭	恵那市自治連合会 副会長
近藤 眞平	恵那市三学推進協議会 会長

恵那市健康づくり推進協議会検討経緯

日 程	名 称	協議内容等
平成26年11月 7日	第1回協議会	○恵那市健幸のまちづくり基本計画について(諮問)
12月25日	第2回協議会	○恵那市健幸のまちづくり基本計画(案)について ○恵那市健幸のまちづくり推進条例(案)について
平成27年 1月29日	答申	○恵那市健幸のまちづくり基本計画について(答申)
2月12日	第3回協議会	○恵那市健幸都市宣言の策定について
2月22日	シンポジウム	○健幸づくりシンポジウム

答 申

市民が健やかで幸せにとの願いを込めた「健康」という新たな理念のもと、生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことのできる健康都市を実現することを目的として策定する「恵那市健康のまちづくり基本計画」の検討がなされ、計画の策定について本協議会が審問を受けました。

本協議会では以上のような認識のもとで、今回審問されました「恵那市健康のまちづくり基本計画」の策定について審議をいたしました。

計画の策定にあたっては、これまでの審議を踏まえ下記事項に留意されるよう発言し、市民の健康づくりが充実されることを期待して答申いたします。

記

1 総括的事項について

- (1) 基本計画の策定に向けて、他市の先進地事例を参考にし、恵那市の特性を活かした健康づくりが必要であると考えます。
- (2) 誰でも健康でありたいのは共通の認識でありますが、健康づくりに無関心の人に意識付けすることが大切であると考えます。自分の健康は自分で守ることの意識高揚のため、健康都市宣言のときにスローガンを掲げることが望みます。

2 生活習慣病の予防

- (1) 成人の生活習慣病予防は、子どもの頃からの取り組みが大きく影響すると考えられます。生涯学習と連携し、喫煙の防止、適量飲酒などの教育を学校、地域、家庭において積極的に推進されるよう、生涯を通じた健康づくりが望まれます。
- (2) 食生活に関し、児童生徒を含む若い世代からの減塩や野菜の摂取、欠食予防、口腔ケアなど生活習慣病予防の健康教室等を聞くため、学校や事業所などと連携して行うことが望まれます。

3 運動

- (1) 運動は健康づくりの重要な要素であります。現在、策定しているスポーツ推進計画と連携し、運動の実践面からの現状を把握し、健康づくりに反映する必要があると考えます。

答 申 書

平成27年1月29日

恵那市長 可 知 義 明 様



恵那市健康づくり推進協議会
会 長 水 野 武 郎

恵那市健康のまちづくり基本計画の策定について (答申)

平成28年11月7日付け恵健第16628号で審問のありました恵那市健康のまちづくり基本計画について、当協議会での審議結果を取りまとめましたので答申します。

(2) 当市には、健康づくりにもリデュクウオウキングを盛んに取り入れ、指導員の育成をしている地域もあります。歩くことを基本とした健康づくりの推進を図るため、市全体に広げていく取り組みを望みます。

4 健康づくりの推進

(1) 健康のまちづくりでは健康推進課、文化スポーツ課のほかまちづくり推進課、生涯学習課などが関わると思われます。そのため健康のまちづくりの施策を部署間で連携をとって福祉の効果を図るため、例えば「健康のまちづくり課」を創設し、健康のまちづくりの推進を総合的に進めることを望みます。

(2) 健康の視点からまちづくりに取り組むことで、安心安全に健康づくりが出来るようなハード整備も取り入れることが望まれます。

(3) 要介護状態になっても、自立できるように支援をしていく「支える健康」を「創る健康」、「守る健康」に加えることが望ましいと思われれます。

恵那市健幸のまちづくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、市民が健やかで幸せにとの願いを込めた「健幸」という理念のもと、市の責務を明らかにするとともに、市民の健康づくりの推進に関する基本的な事項を定め、並びに市、市民、地域団体及び事業者が協働することにより、子どもからお年寄りまで生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことのできる健幸都市の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健幸 市民が健やかで幸せに暮らし続けることをいう。
- (2) 地域団体 市内で活動を行う公共的団体をいう。
- (3) 事業者 市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 健幸のまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 健幸のまちづくりは、自らの健康に積極的に関心をもち、健幸づくりに主体的に取り組むことができるよう、推進されなければならない。
- (2) 健幸のまちづくりは、市、市民、地域団体及び事業者が心を通わせながら、互いに支え合い、協力及び連携することによって、推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、健幸のまちづくりを推進するために必要な計画を策定し、及び推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らの健康状態に応じた健康づくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第6条 地域団体は、基本理念にのっとり、地域の健幸のまちづくりを推進するため、健康づくりに関する活動に取り組むよう努めるとともに、市が実施する健幸のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、健幸のまちづくりについての理解と関心を深め、健康づくりに関する活動に取り組むよう努めるとともに、市が実施する健幸の

まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(計画の策定)

第8条 市は、健幸のまちづくりに関する施策の計画的な推進を図るため、健幸のまちづくりの推進に関する計画を定めるものとする。

2 市は、前項の計画を策定するときは、市民、地域団体及び事業者の意見を反映するよう努めるものとする。

(健幸のまちづくりの推進に関する基本施策)

第9条 市は、健幸のまちづくりを推進するため、市民、地域団体及び事業者と連携して、市民の健康づくりに関する意識を高め、市民の自発的な行動を促すための取組を行うものとする。

(普及活動の推進)

第10条 市は、市民、地域団体、事業所等に対し、健幸のまちづくりの推進に関する理解を深めるため、その普及活動を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

恵那市健幸都市宣言

「健幸都市 えな」宣言

豊かな自然に恵まれた恵那市のなかで 健康で生きがいのある暮らしを続けることは私たちの願いです そのために 恵那市民一人ひとりが健全な食生活と運動に親しみ より良い生活習慣を身につけ 自らの健康づくりを進めていきます

そして 健やかで幸せにとの願いを込めた「健幸」をもとに 子どもからお年寄りまで 生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことのできるまちをめざして ここに「健幸都市えな」を宣言します

- 健康寿命日本一をめざしましょう
- いきいきと健康づくりに励みましょう
- 健やかで幸せなまちをつくりましょう

恵那市健幸のまちづくり基本計画

平成 27 年 5 月

■ 発行／恵那市

■ 編集／市民福祉部健康推進課

まちづくり推進部文化スポーツ課

TEL 26-2111（内線 280・330）